



市 章

大津市公報

平 成 29 年 3 月 31 日
号 外 (第 17 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 管 理 規 程

- 5 大津市ガス事業の在り方検討委員会規程..... 1
- 6 大津市ガス小売供給に関する規程..... 1

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市ガス事業の在り方検討委員会規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市ガス事業の在り方検討委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）第 4 条の 3 第 5 項の規定に基づき、大津市ガス事業の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、公営企業管理者の諮問に応じ、ガス事業の今後の在り方に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から公営企業管理者に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企業局企業総務部経営戦略課官民連携推進室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 6 号

大津市ガス小売供給に関する規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市ガス小売供給に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の 3 第 1 項各号に掲げる契約の供給条件その他契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

選択供給契約 条例第 3 条の 3 第 1 項第 2 号から第 14 号までに掲げる契約をいう。

小規模選択供給契約 条例第 3 条の 3 第 1 項第 2 号から第 7 号までに掲げる契約をいう。

中規模選択供給契約 条例第 3 条の 3 第 1 項第 8 号から第 14 号までに掲げる契約をいう。

契約月別使用量 契約期間中の月別のガスの使用予定量として契約で定めるものをいう。

契約年間使用量 1 年間における契約月別使用量の合計量をいう。

契約年間引取量 1 年間において需要家が引き取らなければならないガスの量として契約で定めるものをいう。

契約月平均使用量 契約年間使用量を 12 で除した量 (この量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。

最大使用量 1 年間において 1 時間当たりのガスの使用量 (以下「使用量」という。)が最大となる時間における 1 時間の使用量をいう。

契約最大使用量倍率 契約年間使用量を契約最大使用量で除して得た率 (この率に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。

契約年間負荷率 次の算式により算定した率 (この率に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。

契約年間負荷率 (パーセント) = (契約年間使用量 / (最大需要期における契約月別使用量の合計 × 3)) × 100

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(選択供給契約に係る運用の原則)

第 3 条 選択供給契約は、その他期における需要の積極的な開発になる場合、一定限度以上の使用予定量で負荷変動の少ない場合等、ガス施設を有効に利用し、及び需要の負荷調整を図ることにより、ガス事業の健全な経営を期し、もって一般のガス料金の安定に寄与するものでなければならない。

(選択供給契約の供給条件)

第 4 条 選択供給契約の供給条件は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(ガスの使用の申込み等)

第 5 条 条例第 3 条の 2 の規定による申込み (以下「申込み」という。)をしようとする者は、あらかじめ小売供給に関する本市の説明を承諾の上、契約の種別を明らかにして、所定の申込書により公営企業管理者に申し込まなければならない。ただし、一般契約については、公営企業管理者が必要と認める場合に限り、所定の申込書によらず、口頭で申込みを行うことができる。

2 公営企業管理者は、小規模選択供給契約に係る申込みがあったときは、当該職員に当該申込みに係る需要場所に空調機器、家庭用ガス温水床暖房システム又は家庭用コージェネレーションシステムが設置されていることの確認を行わせるものとする。

(契約の成立)

第 6 条 一般契約、小規模選択供給契約及び業務用季節別 B 契約 (次項において「一般契約等の契約」という。)は、申込みを公営企業管理者が承諾した時に成立する。

2 前項の規定にかかわらず、需要家が希望するとき、又は公営企業管理者が必要と認めるときは、一般契約等の契約に係る契約書を作成することができる。この場合にあっては、一般契約等の契約は、同項の規定にかかわらず、当該契約書において定める契約成立の日に成立するものとする。

3 中規模選択供給契約 (業務用季節別 B 契約を除く。)は、申込みに基づき契約書を作成するものとし、当該契約書において定める契約成立の日に成立するものとする。

(契約の変更)

第 7 条 前 2 条の規定は、契約を変更する場合について準用する。

(契約の原則)

第 8 条 公営企業管理者は、一般契約に係る申込みがあったときは、これを承諾する。

2 公営企業管理者は、選択供給契約に係る申込みがあったときは、申込みに係る選択供給契約の供給条件に適合する場合に限り、これを承諾し、契約を締結する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

法令の規定によりガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が不可能又は著しく困難なとき。

需要家が本市と締結し、又は過去に締結していた他の契約に係る料金を、条例第 18 条第 2 項の規定による

納付期限を経過しても支払わないとき。

小規模選択供給契約の申込みをした者が、正当な理由なく第5条第2項の規定による需要場所における職員の確認に応じないとき。

過去に小規模選択供給契約を締結していた者で、当該契約を解除し、又は一般契約への変更（設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合を除く。）をしたものが、同一の需要場所で再び同一の種別の契約（この場合には、空調夏期契約1種と空調夏期契約2種とは同一の種別の契約とみなす。）の申込みをした場合において、その適用開始の希望日が過去に締結していた小規模選択供給契約の解除の日又は一般契約への変更の日から1年に満たないとき。

過去に業務用季節別B契約を締結していた者で当該契約期間が満了する前に当該契約を解除し、若しくは当該契約期間の使用実績が供給条件を満たさなかったもの又は現に業務用季節別B契約を締結している者で当該契約期間の使用実績が供給条件を満たさない見込みであるものが申込みをした場合において、その適用開始の希望日が当該契約期間が満了する日から1年に満たないとき。

業務用季節別B契約を締結している者が、当該契約期間が満了する前に他の契約種別への変更を申し込んだとき。

- 4 公営企業管理者は、前項の規定により、申込みの全部又は一部を承諾しないときは、遅滞なくその理由を当該申込みを行った者に通知するものとする。

（契約の期間）

第9条 一般契約の契約期間は、契約が成立した日から当該契約を解除し、又は選択供給契約若しくは条例第23条第1項に規定する大口供給による契約に変更した日までとする。

- 2 前項の規定は、小規模選択供給契約の契約期間について準用する。この場合において、同項中「一般契約」とあるのは「小規模選択供給契約」と、「選択供給契約」とあるのは「一般契約、他の選択供給契約」と読み替えるものとする。

- 3 中規模選択供給契約の契約期間は、契約が成立した日から1年を経過する日までとする。

- 4 中規模選択供給契約（業務用一部料金契約を除く。）は、当該契約期間が満了する日の2か月前の日までに、公営企業管理者又は需要家のいずれからも異議の申出がないときは、更に1年間同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

（名義の変更）

第10条 新たにガスの使用を開始しようとする者のうち、ガスの使用に関する前需要家の権利及び義務を承継する者は、その旨を明らかにして需要家の名義の変更を公営企業管理者に届け出なければならない。

（契約の解除）

第11条 需要家は、本市が小売供給するガスの使用を廃止しようとする場合（第3項に規定する場合を除く。）は、あらかじめその廃止の期日を公営企業管理者に所定の通知書により通知しなければならない。ただし、公営企業管理者が必要と認める場合に限り、所定の通知書によらず、口頭で通知することができる。

- 2 前項の場合における契約の解除の期日は、同項の廃止の期日とする。ただし、需要家が正当な理由なく同項の通知を廃止の期日後にした場合は、その通知を公営企業管理者が受けた日とする。

- 3 需要家は、本市との契約を解除し、本市以外のガス小売事業者と新たにガスの小売供給を受ける契約を締結しようとする場合には、当該ガス小売事業者に対しその申込みをしなければならない。この場合において、当該ガス小売事業者は、当該申込みを承諾しようとするときは、本市に対し当該需要家が本市との契約を解除する旨の通知をしなければならない。

- 4 前項の場合における契約の解除の期日は、当該ガス小売事業者が本市に対し当該通知をした直後の定例検針日とする。

- 5 需要家が公営企業管理者に通知することなく明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合は、公営企業管理者がガスの供給を終了させるための措置を講じた日に契約を解除したものとみなす。

- 6 公営企業管理者は、第8条第3項第1号に規定する本市の責めによらない理由により、ガスの供給の継続が困難なときは、契約を解除することができる。この場合において、公営企業管理者は、契約の解除の期日を需要家に通知するものとする。

- 7 公営企業管理者は、条例第15条第1項の規定に基づきガスの供給を停止された需要家が、公営企業管理者の指定した期限までにその理由となった事実を解消しないときは、契約を解除することができる。この場合において、公営企業管理者は、契約の解除の期日を需要家に通知するものとする。

- 8 本市は、前2項の規定により契約を解除した場合において、需要家に損害が生じても、本市の責めに帰すべき理由がないときは、その損害の賠償の責任を負わない。

- 9 中規模選択供給契約を締結する需要家がガスの使用計画を変更しようとするときは、契約期間中であっても、公営企業管理者と協議の上、当該契約を変更し、又は解除することができる。

10 公営企業管理者は、中規模選択供給契約を締結する需要家が当該契約に係る供給条件を満たさなくなったとき、又は条例第19条の5第1項に規定する精算額の徴収の対象に繰り返し該当したときは、当該契約を解除することができる。

(家庭用空調契約等の供給条件を満たさなくなる場合の取扱い)

第12条 家庭用空調契約、家庭用ガス温水床暖房契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約(第3項において「家庭用空調契約等」という。)を締結している需要家は、第4条の供給条件を満たさなくなる場合は、あらかじめその期日を公営企業管理者に通知しなければならない。

2 前項の通知をした者に係る契約は、同項の期日の翌日から一般契約に変更する。

3 家庭用空調契約等を締結している需要家が、第1項の通知をしないで第4条の供給条件を満たさなくなったと認められるときは、当該契約は、公営企業管理者が当該供給条件を満たさなくなったと認定する日から一般契約に変更する。

(料金)

第13条 条例第19条第4項の公営企業管理者が別に定める基本料金及び基準単位料金の額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

小型空調契約 別表第2に定める額

空調夏期契約1種(その他期の基本料金及び基準単位料金) 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第3に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第3に定める額

空調夏期契約2種(その他期の基本料金及び基準単位料金) 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第4に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第4に定める額

家庭用空調契約 別表第5に定める額

家庭用ガス温水床暖房契約 別表第6に定める額

家庭用コージェネレーションシステム契約 別表第7に定める額

空調用A契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第8に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第8に定める額

空調用A契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第9に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第9に定める額

時間帯別B契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(7)に定める基本料金(甲)と(1)に定める基本料金(乙)との合計額

(7) 基本料金(甲) 別表第10に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(1) 基本料金(乙) 別表第10に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第10に定める額

時間帯別B契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(7)に定める基本料金(甲)と(1)に定める基本料金(乙)との合計額

(7) 基本料金(甲) 別表第11に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(1) 基本料金(乙) 別表第11に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第11に定める額

業務用季節別A契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第12に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第12に定める額

業務用季節別B契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第13に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価にガスメーターの能力(条例第19条第4項第12号アに規定するガスメーターの能力をいう。以下同じ。)(公営企業管理者が別に定める場合にあつては、契約最大使用量)を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第13に定める額

業務用一部料金契約 別表第14に定める額

(使用量の算定の特例)

第14条 条例第19条第5項の規定により日割計算を行う場合における別表第2から別表第13までの各料金表の適用区分については、日割計算期間(同項に規定する日割計算期間をいう。以下この項において同じ。)の使用量を日割計算期間の日数で除して30を乗じた1か月換算使用量(この量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)をその使用量として適用する。

2 時間帯別B契約1種及び時間帯別B契約2種並びにこれらの契約の供給条件を適用した業務用一部料金契約における最大使用量及び夜間の使用量は原則として負荷計測器により計測した量を、昼間の使用量は各月の使用量から夜間の使用量を控除して得た量をそれぞれ適用する。ただし、負荷計測器の故障等によりこれらの使用量を計測することができないときは、公営企業管理者と需要家が協議して定めた量とする。

3 業務用季節別A契約及びこの契約の供給条件を適用した業務用一部料金契約における最大使用量は、原則として負荷計測器により計測した量を適用する。ただし、負荷計測器の故障等により当該使用量を計測することができないときは、公営企業管理者と需要家が協議して定めた量とする。

4 業務用季節別B契約及びこの契約の供給条件を適用した業務用一部料金契約における最大使用量は、原則としてガスメーターの能力の合計値を適用する。ただし、公営企業管理者が必要と認める場合は、負荷計測器により計測した量とする。

(早収料金の日割計算の特例)

第15条 条例第19条第5項第5号及び第6号の企業局管理規程で定める場合は、大津市ガス供給規程(昭和52年企業局管理規程第6号。以下「供給規程」という。)第9条第3項ただし書の規定が適用される場合とする。

2 条例第19条第5項第7号の企業局管理規程で定める場合は、第11条の規定により契約が解除された場合とする。ただし、中規模選択供給契約を締結している需要家が、自己の都合又は当該契約に係る供給条件を満たさなくなったことにより、契約期間中に当該契約を解除し、又はガスの使用を一時停止した場合を除く。

(割引額)

第16条 条例第19条の2第1項の公営企業管理者が別に定める額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円とする。

条例第19条の2第1項第1号ア及び同項第2号アに掲げる場合 早収料金の9パーセントに相当する額
(その額が4,320円を超えるときは、4,320円)

条例第19条の2第1項第1号イ及び同項第2号イに掲げる場合 早収料金の7パーセントに相当する額
(その額が4,320円を超えるときは、4,320円)

条例第19条の2第1項第1号ウ及び同項第2号ウに掲げる場合 早収料金の5パーセントに相当する額
(その額が4,320円を超えるときは、4,320円)

条例第19条の2第1項第3号に掲げる場合 別表第15に定める額

(割引制度の適用の申込み)

第17条 条例第19条の2第2項又は第4項の規定による割引制度の適用の申込み(以下「料金割引の申込み」という。)をしようとする需要家は、所定の申込書により本市に申し込まなければならない。

2 条例第19条の2第4項の規定による割引制度の適用条件は、次に定めるとおりとする。

主契約として時間帯別B契約1種若しくは時間帯別B契約2種(いずれも契約年間負荷率が75パーセント以上かつ契約最大使用量倍率が1,000倍以上であるものに限る。)又は業務用季節別A契約(契約最大使用量倍率が1,000倍以上であるものに限る。)を締結していること。

コージェネレーションシステムを使用すること。

コージェネレーションシステムの定格発電出力(機器容量)が5キロワット以上であること。

3 公営企業管理者は、料金割引の申込みがあったときは、当該申込みに係る需要場所に当該申込みに係る割引制度の適用条件を満たす設備が設置されていることについて、当該申込みをした需要家に対して確認書の提出を求め、又は職員による確認を行うものとする。

4 公営企業管理者は、料金割引の申込みがあったときは、当該割引制度の適用条件に適合する場合に限り、条例第19条の2第2項の規定によりこれを承諾し、又は同条第4項に規定する割引契約(以下「割引契約」という。)を締結するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、公営企業管理者は、料金割引の申込みをした需要家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾しないことができる。

正当な理由なく第 3 項の規定による確認書の提出又は職員による確認に応じないとき。

割引制度の適用を解除した需要家が、当該解除の日から 1 年以内に同一の需給場所で再び料金割引の申込みをしたとき。

(適用を受ける割引制度の変更等)

第18条 割引制度の適用を受けている需要家が、その適用を受ける割引制度を変更し、又はその適用を解除しようとするときは、あらかじめ、所定の申込書により本市に申し込まなければならない。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項に規定する変更の申込みがあった場合について準用する。

3 第 1 項の申込みがあった場合における料金は、当該申込みに対し本市が承諾し、又は割引契約を締結した日以後最初の検針日の翌日から変更後の割引制度による料金又は割引制度の適用の解除後の料金に切り替える。

4 割引制度の適用を受けている需要家が第 1 項の申込みをしなくて当該割引制度の適用条件を満たさなくなったと認められるときは、公営企業管理者が当該適用条件を満たさなくなったと認定する日の翌日から当該割引制度の適用を解除する。

(単位料金等の通知)

第19条 公営企業管理者は、毎月の料金について適用する基本料金及び基準単位数(調整単位数を算定したときは、調整単位数)をあらかじめ需要家に通知し、需要家が料金を算定できるようにする。

(料金の支払方法)

第20条 需要家は、現金、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)による納付のいずれかの方法により、毎月料金を支払わなければならない。ただし、需要家が条例第15条第1項第1号又は第2号に該当し、ガスの供給を停止された場合において、条例第16条の規定によるガスの供給の再開を受けようとするときは、現金により支払わなければならない。

2 需要家は、料金を現金により支払う場合は、所定の納入通知書により、公営企業管理者、公営企業管理者が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書の規定により指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)又は公営企業管理者が同法第33条の2の規定により料金の徴収を委託した私人(以下「徴収人」という。)に支払わなければならない。

3 需要家は、料金を口座振替の方法で支払う場合は、あらかじめ、指定金融機関に申し出なければならない。

4 前項の規定により需要家が料金を口座振替で支払う場合の振替日は、公営企業管理者が別に指定する日とする。

5 需要家は、料金を指定代理納付者に納付させる場合は、あらかじめ、公営企業管理者に申し出なければならない。

6 前項の規定により需要家が料金を指定代理納付者に納付させる場合の納付日は、公営企業管理者が別に指定する日とする。

7 需要家が第 2 項の規定により指定金融機関又は徴収人に料金を現金により支払う場合はその指定金融機関又は徴収人に払い込まれた日に、需要家が第 3 項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合は需要家の預金口座から引き落とされた日に、公営企業管理者に対する支払がなされたものとみなす。

8 需要家は、支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない。

(料金の精算等)

第21条 公営企業管理者は、供給規程第11条第3項ただし書の規定により推定料金算定期間(同条第2項第2号に規定する推定料金算定期間をいう。以下同じ。)の使用量を見直した場合は推定料金算定期間の料金として既に徴収した金額と、推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間(同号に規定する翌料金算定期間をいう。以下同じ。)の料金を加えた合計額との差額を精算する。

2 公営企業管理者は、料金として需要家から既に徴収した金額と、供給規程第11条第4項から第6項までの規定により算定した使用量に応じた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算する。

3 公営企業管理者は、第12条第3項の規定による一般契約への変更があった場合において、当該変更の期日以後の期間に係る料金として変更前の契約に基づき既に徴収した金額があるときは、その金額と当該期間における使用量から算定した遅収料金との差額を精算する。

4 前項の規定は、第18条第1項の規定による割引制度(条例第19条の2第1項第3号に規定する割引制度を除く。)の適用の解除があった場合について準用する。

(早収料金等の端数処理)

第22条 早収料金、遅収料金、前条の規定により精算する額、消費税等相当額その他の金額を算定する場合において、それぞれの額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に成立している契約は、その契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

(大津市ガス選択供給条件に関する規程の廃止)

3 大津市ガス選択供給条件に関する規程 (昭和54年企業局管理規程第 7 号。以下「選択供給規程」という。) は、廃止する。

(選択供給規程の廃止に伴う経過措置)

4 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の選択供給規程第 6 条第 1 項の規定に基づき締結している供給契約は、その供給契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 4 条関係)

契約の種類別	供給条件
小型空調契約	小型空調機器を使用し、当該機器の使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
空調夏期契約 (1 種・ 2 種)	空調機器を使用し、当該機器の使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。 設置する空調機器の使用予定に基づいて、契約使用可能量を定めることができる需要であること。
家庭用空調契約	専用住宅又はガスメーターの能力 (当該需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置する場合にあっては、それらのガスメーターの能力の合計をいう。以下同じ。) が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用空調機器を専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要であること。
家庭用ガス温水床暖房契約	専用住宅又はガスメーターの能力が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用ガス温水床暖房システムを専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要であること。
家庭用コージェネレーションシステム契約	専用住宅又はガスメーターの能力が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で、家庭用コージェネレーションシステム (使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力が 700 ワット以上 5 キロワット以下であるものに限る。) を専用に、又は他の消費機器とともに利用する需要であること。
空調用 A 契約 (1 種・ 2 種)	空調機器を使用し、当該機器の使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。 設置する空調機器の使用予定に基づいて、契約使用可能量及び契約月別使用量を定めることができる需要であること。 契約年間使用量が契約使用可能量の 600 倍 (小数点以下切捨て) 以上であること。 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。 契約年間負荷率が 70 パーセント以上であること。 不測の需給ひっ迫等の緊急時において、公営企業管理者が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整 (供給の制限又は中止をいう。以下同じ。) に応じられる需要であること。
時間帯別 B 契約 (1 種・ 2 種)	契約最大使用量が 6 立方メートル以上であること。 契約最大使用量倍率が 600 倍以上であること。 契約月平均使用量が 820 立方メートル以上であること。 契約年間引取量が契約年間使用量の 70 パーセント以上であること。 契約年間負荷率が 70 パーセント以上であること。 不測の需給ひっ迫等の緊急時において、公営企業管理者が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。

業務用季節別 A 契約	<p>契約最大使用量が 6 立方メートル以上であること。</p> <p>契約最大使用量倍率が 600 倍以上であること。</p> <p>契約年間引取量が契約最大使用量の 600 倍（小数点以下切捨て）以上であること。</p> <p>契約月平均使用量が 500 立方メートル以上であること。</p> <p>不測の需給ひっ迫等の緊急時において、公営企業管理者が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>
業務用季節別 B 契約	<p>契約最大使用量が 6 立方メートル以上であること。</p> <p>契約最大使用量倍率が 400 倍以上であること。</p> <p>契約年間引取量が契約最大使用量の 400 倍（小数点以下切捨て）以上であること。</p> <p>契約月平均使用量が 500 立方メートル以上であること。</p> <p>不測の需給ひっ迫等の緊急時において、公営企業管理者が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>
業務用一部料金契約	<p>中規模選択供給契約（業務用一部料金契約を除く。）のいずれかの供給条件を満たす需要で、かつ、本市と契約を締結するときは、その供給条件で締結するものであること。</p>

別表第 2（第 13 条関係）

小型空調契約に適用する料金表

1 料金表 A

適用区分	使用量が 0 立方メートルから 50 立方メートルまでの場合	
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 864 円	
基準単位料金	最大需要期	1 立方メートルにつき 127.49 円
	その他期	1 立方メートルにつき 100.49 円

2 料金表 B

適用区分	使用量が 50 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合	
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,296 円	
基準単位料金	最大需要期	1 立方メートルにつき 118.85 円
	その他期	1 立方メートルにつき 91.85 円

3 料金表 C

適用区分	使用量が 200 立方メートルを超える場合	
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,219.42 円	
基準単位料金	最大需要期	1 立方メートルにつき 109.23 円
	その他期	1 立方メートルにつき 82.23 円

別表第 3（第 13 条関係）

空調夏期契約 1 種のその他期に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 32,400 円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 864 円

基準単位料金	1 立方メートルにつき 70.82円
--------	--------------------

別表第 4 (第13条関係)

空調夏期契約 2 種のその他期に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 9,720円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 864円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 79.46円

別表第 5 (第13条関係)

家庭用空調契約に適用する料金表

1 料金表 A

適用区分	その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円

2 料金表 B

適用区分	その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,049.94円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 90.54円

3 料金表 C

適用区分	最大需要期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円

4 料金表 D

適用区分	最大需要期の使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,041.94円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 140.94円

5 料金表 E

適用区分	最大需要期の使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,888.22円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 104.02円

6 料金表 F

適用区分	最大需要期の使用量が 100 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,001.37円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 102.89円

別表第 6 (第13条関係)

家庭用ガス温水床暖房契約に適用する料金表

1 料金表 A

適用区分	その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58 円

2 料金表 B

適用区分	その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,725.94 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 106.74 円

3 料金表 C

適用区分	最大需要期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58 円

4 料金表 D

適用区分	最大需要期の使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,041.94 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 140.94 円

5 料金表 E

適用区分	最大需要期の使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,888.22 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 104.02 円

6 料金表 F

適用区分	最大需要期の使用量が 100 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,001.37 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 102.89 円

別表第 7 (第13条関係)

家庭用コージェネレーションシステム契約に適用する料金表

1 料金表 A

適用区分	その他期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14 円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58 円

2 料金表 B

適用区分	その他期の使用量が 20 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 2,137.37円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 86.17円

3 料金表 C

適用区分	最大需要期の使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 689.14円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 158.58円

4 料金表 D

適用区分	最大需要期の使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 1,041.94円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 140.94円

5 料金表 E

適用区分	最大需要期の使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,345.94円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 94.86円

6 料金表 F

適用区分	最大需要期の使用量が 100 立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 3,510.51円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 93.22円

別表第 8 (第 13 条関係)

空調用 A 契約 1 種に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 41,040円	
流量基本料金単価	その他期	1 立方メートルにつき 648.00円
	最大需要期	1 立方メートルにつき 2,257.20円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 63.79円	

別表第 9 (第 13 条関係)

空調用 A 契約 2 種に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 11,880円	
流量基本料金単価	その他期	1 立方メートルにつき 648.00円
	最大需要期	1 立方メートルにつき 2,257.20円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 72.43円	

別表第10 (第13条関係)

時間帯別 B 契約 1 種に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 194,400円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 729.00円
昼間基本料金単価	1 立方メートルにつき 2.46円
夜間基本料金単価	1 立方メートルにつき 0.92円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 75.21円

別表第11 (第13条関係)

時間帯別 B 契約 2 種に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 32,400円
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 729.00円
昼間基本料金単価	1 立方メートルにつき 2.46円
夜間基本料金単価	1 立方メートルにつき 0.92円
基準単位料金	1 立方メートルにつき 83.83円

別表第12 (第13条関係)

業務用季節別 A 契約に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 21,600円	
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 1,026.00円	
基準単位料金	その他期	1 立方メートルにつき 84.91円
	最大需要期	1 立方メートルにつき 97.87円

別表第13 (第13条関係)

業務用季節別 B 契約に適用する料金表

定額基本料金	ガスメーター 1 個につき 1 か月 8,100円	
流量基本料金単価	1 立方メートルにつき 864.00円	
基準単位料金	その他期	1 立方メートルにつき 97.92円
	最大需要期	1 立方メートルにつき 110.88円

別表第14 (第13条関係)

業務用一部料金契約に適用する料金表

基準単位料金	条例別表第15に定める上限額の範囲内において需要家の需給計画から算定した 1 立方メートル当たりの料金
--------	---

別表第15 (第16条関係)

条例第19条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる場合に適用する額

- 1 主契約が時間帯別 B 契約 1 種又は時間帯別 B 契約 2 種の場合に適用する額

コージェネレーションシステムの発電容量	契約最大使用量倍率	基準単位料金割引単価 (消費税等相当額を含む。)
---------------------	-----------	--------------------------

200キロワット以上	1,000倍以上 2,000倍未満	1 立方メートルにつき 1.08円
	2,000倍以上	1 立方メートルにつき 1.62円
5 キロワット以上200キ ロワット未満	1,000倍以上 2,000倍未満	1 立方メートルにつき 0.54円
	2,000倍以上	1 立方メートルにつき 1.08円

2 主契約が業務用季節別 A 契約の場合に適用する額

コージェネレーション システムの発電容量	契約最大使用量倍率	基準単位料金割引単価(消費税等相当額を含む。)
5 キロワット以上	1,000倍以上 2,000倍未満	1 立方メートルにつき 0.44円
	2,000倍以上	1 立方メートルにつき 0.87円